京都医療科学大学多目的人工芝グラウンド整備事業

一寄付趣意書一



多目的人工芝グラウンド イメージ



寄付のお願い

学校法人島津学園は、2027(令和9)年に創立100年を迎える、日本で一番歴史ある診療放射線技師の養成校です。1927(昭和2)年の開学より、わが国初の診療エックス線技師の養成校として、一貫して診療放射線技師教育一筋に歩みを進めてまいりました。

本学の建学の精神「品性を陶冶し有為の技術者を養成するをもって目的とする」のもと、基本方針を次のように掲げました。

- 1. 医療科学技術の進歩に対応できる人材を育成する。
- 2. 医療専門職にふさわしい学士力の醸成と品性の確保を目指す。
- 3. 教育研究環境を充実させる。

この基本方針を実現するため、教育体制・教育カリキュラムの充実は言うまでもなく、地域の皆様に愛され、国際社会で活躍し、チーム医療において、コミュニケーション能力を発揮できる、高い専門性を持った医療従事者を育成するために、教職員一同邁進しております。

施設面では、2006(平成19)年本館(5階建て)校舎を竣工、2017(平成29)年90周年記念事業の一環として、新校舎(5階建て/体育館・防音室・ゼミ室・ラーニングコモンズ・コンピューター室・放射線実験エリアなど)を竣工し、更に長年の夢であった学生食堂を設置しました。これにより、学生が自修する場や額いの場。屋内で部活動を行う場が充実しました。

しかしながら、グラウンドについては、平成元 (1989) 年の短期大学開学以降、大規模な改修工事ができておらず、昨今の天候不順の影響などから、グラウンドの改修は喫緊の課題となっております。クラブ活動やスポーツは、学生同士の交流を促し、人間形成において重要な場であると認識しております。そのためには、現在のグラウンドを改修し、全面人工芝化 (夜間照明を設置)し、のびのびとクラブ活動やスポーツができる環境を整えたいと考えております。

本学といたしましては、経費の節減などに努め、健全な財政状況の維持を図りながら計画を進めてまいりますが、何分にも多額の資金を必要とすることから、本学の教職員はもとより、卒業生、在学生のご父母、退職された教職員や厚志の方々、また、企業の皆様方にご助力をお願いする次第です。

この度の趣旨をご理解いただき、本学の更なる発展のためにご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。







玉田 彰

会長



多目的人工芝グラウンド

グラウンドを全面人工芝化し、多目的に利用できるスペースを確保、学生の身体能力向上や健康的生活のデザインにつなげる。

【テニスコート、フットサルコート、夜間照明器具】

1)整備内容

基礎整備 グラウンド・コート整備 電気整備

2) グラウンド : 面積 約3,680.80 ㎡



寄付要項

名称:京都医療科学大学グラウンド整備事業寄付金

寄付の目的:設備整備・充実の費用

寄付目標金額:1億円

寄付期間:2020年1月~2021年3月末日まで

寄付対象:個人(一般、卒業生・在学生の保護者、教職員等)、法人、団体

寄付額:1) 個人の場合:1口5千円

2) 法人の場合:1口の金額は特に定めておりません。

法人以外の団体様からのご寄付もお申し受けいたします

寄付のお申込みについて



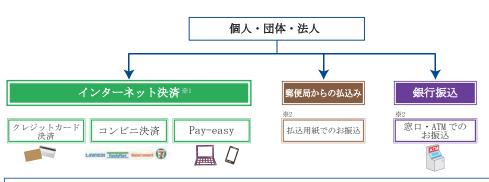
ポイント1

税制上の優遇措置を受けることができます。



ポイント2

簡単・便利なクレジットカード決済が 可能です



入金確認後、領収書をお送りいたします。税法上の優遇措置をお受けになる場合は確定申告時に提出が必要となりますので大切に保管願います。

- ※1 インターネット決済でお申込みの場合は、本学が寄付の決済代行を委託している株式会社エフレジ「F-REGI 寄付金支払い」でのお手続きとなります。 Pay-easy については各金融機関により操作方法が異なります。
- ※2 郵便局払込・銀行振込ご希望の方はお手数ですがお問い合わせ先までご連絡ください。

寄付についての詳細は 京都医療科学大学 web サイトをご覧ください。 スマホからのご寄付も可能です

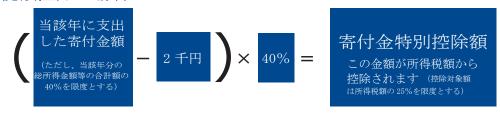
税法上の優遇措置

学校法人島津学園に対するご寄付は、税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。 平成23年度税制改正により、個人が一定の要件を満たした学校法人へ寄付金を支出した場合、所得控除制度が適用されていましたが、新たに税額控除制度が導入されました。島津学園への寄付は税額控除制度の適用を受けます。 既存の制度である所得控除制度と新たに導入された税額控除制度のうち、寄付者(納税者)の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

個人の場合

税額控除および所得控除の手続きは寄付された年分の確定申告で行います。その際には本学発行の「領収書」(裏面に「特定公益増進法人証明書(写)」及び「税額控除に係る証明書(写)」の印刷のあるもの)をお送りいたしますので、確定申告書類に添付し、所得控除と税額控除のいずれかを選択してお手続きください。 寄付金控除により還付・減免される所得税は寄付者(納税者)の所得状況によって異なります。

① 税額控除の場合



② 所得控除の場合



■住民税の寄付金税額控除■(地方公共団体の条例により指定された場合に限る)

地方公共団体の条例指定を受けた学校法人に寄付をした場合、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

(注:ご寄付をいただいた年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。詳細についてはお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。)

法人の場合

寄付金に対する損金算入手続きには、「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の 2 種類の優遇措置があります。

■特定公益増進法人に対する寄付金■

寄付金の一定の限度額まで損金に算入できます。これは、一般寄付金の損金算入限度枠と別枠となります。

■受配者指定寄付金■

寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入することができます。

受配者指定寄付金制度は企業・法人から学校法人への寄付金を日本私立学校振興・共済事業団がいったん受け入れて、その後、同事業団から学校法人へ配布する制度です。

個人情報の取扱いについて

申込み用紙等に記載された情報は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、下記目的以外に使用いたしません。

・領収書等の送付や事務上の連絡

お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては下記連絡先までお願いいたします。

学校法人島津学園 京都医療科学大学

学長室 電話 : 0771-63-0066 (平日 9:00 ~ 17:00) e-mail: gaku-s@kyoto-msc.jp